

後期高齢者医療制度

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
 (札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)
 ☎011-290-5601
 市民課国保高齢医療係 (名寄庁舎1階)
 ☎01654③2111 (内線3118)

保

険証が新しくなりました
 (黄色↓だいたい色)

今までご利用の黄色の保険証の有効期限が、令和4年9月30日をもって満了となりましたので、10月以降は使用できなくなります。
 9月中に新しい保険証を交付しましたので、10月以降はだいたい色の保険証をご使用ください。
10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。お手元に届いていない方はお知らせください。

○新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
 ○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、市役所国保高齢医療係(名寄庁舎1階2番窓口)または風連庁舎地域住民課(風連庁舎1階3番窓口)までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	〇 1 〇 〇 〇 4 5 6 7
住所	広域 風連 会館 1 丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
高齢者番号	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0
北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

▶新しい保険証はだいたい色です

※**減額認定証**(限度額適用・標準負担額減額認定証)および**限度証**(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのためそのまま使用できません。



一

定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。



窓

□負担割合が2割となる方は、次の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入とその他の合計所得金額が次を満たす世帯
- 被保険者が1人の世帯の場合、200万円以上
- 被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

住民税課税世帯である

現役並み所得者に該当しない

同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる

年金収入とその他の合計所得金額が被保険者が1人世帯の場合、200万円以上
 被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上

窓口負担2割

見

直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。